

別記第1号様式

行政処分公表票

被 処 分 者	認定の番号・届出書の受理番号	北海道旭川方面公安委員会 第 12000153 号
	氏名又は名称	株式会社ニサカ
	代表者の氏名	代表取締役 二坂 知行
	主たる営業所の所在地	北海道旭川市8条通9丁目左6号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社ニサカ 北海道旭川市8条通9丁目左6号
処分年月日	令和7年3月19日	
処分内容	営業停止命令 令和7年5月1日から令和7年6月14日までの45日間	
処分理由・根拠法令	【処分理由】 主たる営業所に対する立入検査等を実施したところ、契約前後書面不交付（警備業法第19条第1項、第2項）、警備員に対する教育怠（警備業法第21条第2項）、警備員名簿等の不整備（警備業法第45条）、警備業務従事の制限（警備業法第14条第2項）違反が判明したものの。 【根拠法令】 警備業法第49条第1項（営業の停止）	
処分を行った公安委員会	北海道旭川方面公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。